令和８年度　　学校・家庭　相互確認版

◇◆◇◆◇　第二っ子　安心・安全マニュアル　◇◆◇◆◇

熱海市立第二小学校

台　風・暴　風　等　の　時

＜登校前＞

→ ６：００の時点で、「熱海市」に「大雨・暴風・洪水・大雪」のいずれかの警報が発令、もしくは「通学路遮断」の場合「自宅待機」（デジタル放送・インターネット）

→ ６：２０頃までに連絡網（リーバー）で、状況と対応を伝達。

※「自宅待機」の場合
→９：００頃までにその後の対応を伝達

※「登校」との連絡があっても、居住地区の状況により保護者が危険と判断した場合は登校を見合わせ、その旨を学校に連絡してください。

＜登校後（在校中）＞

・原則として警報発令時は学校にとどめ引き渡しを行う。
　状況により、教職員引率のもと下校する場合もある。

・16:00を過ぎても下校できないと判断される場合
　→学校より「迎えの依頼」を連絡網（リーバー）で伝える。

南海トラフ地震臨時情報発表時

	「調査中」「巨大地震注意」	「巨大地震警戒」
登下校時	平常活動 その後の地震情報に注意しながら、平常の教育活動を継続する。	・登校を完了している子どもについては、保護者と連絡を取り、職員引率のもと、自宅待機とする。その後の対応については改めて連絡する。
在校時		・授業の継続、授業の打ち切り、引き渡し等を検討し、家庭に連絡網やリーバーで連絡する。
在宅時		・登校を見合わせて自宅で待機し、学校からの連絡を待つ。（**家庭の判断で避難する場合は学校へ連絡をする。**）
災害伝言ダイヤル１７１の活用		

地　震　発　生　時

大規模地震　発生時

・子どもは、家庭か学校の近い方に避難する。
・どこで引き返すかを家庭で決めておく。
・頭を守る。・揺れがおさまったら安全な場所へ。

・教職員の指示にて　　状況に応じて引き渡し
・一次避難→机の下等
・一次避難場所【2階以上の教室】→災害対策本部の設置

引き渡し開始･･･徒歩で引き取りに来てください。（連絡網・リーバー）
引き渡し場所　［各教室］

・登校を見合わせ、自宅待機か最寄りの公民館に避難する。
・子どもは、家族や自主防災本部の指示に従う。

震度５弱以上　　応急対策要員は学校に参集
震度６弱以上　　全教職員は学校に参集

学校（校外活動）でケガをした時・病気になった時（熱中症含む）

◎ 学校でケガをした時、病気になった時

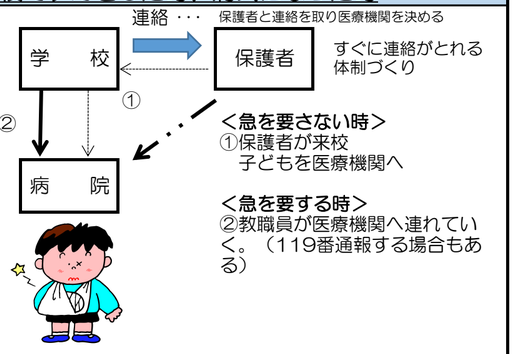

＜急を要さない時＞
①保護者が来校
　子どもを医療機関へ

＜急を要する時＞
②教職員が医療機関へ連れていく。（119番通報する場合もある）

※保護者は保険証、受給者証をもって病院へ
　受診結果を学校に報告

◎ 校外学習中にケガをした時、病気になった時

担任等（引率者）
↓
学　校

★急を要する場合は、
即座に１１９番通報。

・けがの状態･病気の程度や状況、緊急の対応の仕方について学校と連絡をとり確認する。
・それ以後の対応は、上記に準ずる。

アレルギーへの対応

① 管理指導票の確認・徹底
（保護者との共通理解）
② 保護者との共通理解と全職員への周知
　→エピペン等投薬についての確認
　→在校時におけるエピペンの管理とその周知の徹底
③ 突発的な発症について
　保護者に連絡→急を要すケース、連絡がつかない場合は、救急車を要請する（教職員が病院へ）

感染症の疑いがある時

新型コロナ・インフルエンザ以外の感染症	新型コロナ・インフルエンザの場合
◎ 発症の疑いがある場合	◎インフルエンザ様症状が発症した場合

★登校は控える。

学　校
①確認　④　⑦
保護者
②受診　③　⑤　⑥
病　院

〔流れ〕
①　保護者･学校で事実の確認
②　病院にて受診→医師の診断
③　診断結果の報告
　→感染症でない場合は元気になったら登校

＜感染症に罹患した場合＞
④　出席停止用紙（「出席停止通知書」並び「登校に関する医師の意見について」）を**学校までとりに来る**。
⑤　再受診（必要事項の記入要請）
（療養･･医師の指示通り）
⑥　医師による「感染症治癒」の診断
⑦　「登校に関する医師の意見について」を持参して登校。

↓
医療機関に受診し、新型コロナ感染症、インフルエンザと診断
↓
受診後、学校に受診結果を電話連絡
↓

新型コロナ感染症	インフルエンザ
★停止期間中は、リーバーに検温等の健康状態を登録する。	
発症後５日を経過し、かつ、※症状が軽快した後、１日を経過するまで自宅安静	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで自宅安静

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使わないで解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

↓
再登校前に体調の回復について、保護者と担任は電話等で確認する。
↓
再登校後に学校で「出席停止通知書」を発行

安全点検の実施

※毎月１日は安全点検日
・校舎内点検（カードを使用）
・防犯ブザー確認（児童）
　修理できないものは、各々購入する。

※通学路点検→確認済み(地域との連携)
・生活安全的視点（不審者等）
・交通安全的視点（横断歩道・カーブ等）
・災害安全的視点（ブロック塀　崖崩れの危険等）

不審者・凶悪事件等が報告された時

学校へ侵入	・全職員で 安全確保する。隔離・１１０番通報 ・防御・避難誘導・警察へ連絡 ・子どもに動揺がある時や下校が危険な時→引き渡し等の判断をし、連絡網にて配信
登下校時に出没	・近くの家や店などに避難 ・まず、熱海警察署85-0110 に連絡 （時間、場所、状況　等不審者の特徴を） ・その後、学校へ連絡 →登校は、動揺がおさまってから
近隣で不審者情報等	・引き渡し等の判断をし、連絡網で伝える。 ・校区内での凶悪事件発生など、登下校に危険がある場合も同様

不審者侵入防止対策

校門	・登下校時、職員が街頭指導を行う。 ・校庭東側の裏門は、ロープを張り「立ち入り禁止」と表示する。 ・防犯カメラの設置
校門から校舎入り口	・防犯カメラの設置 ・通路に大きな荷物等を置かないようにし、死角となる箇所を排除する。
校舎への入り口	・来客や業者は、西側玄関でインターホンによる入校手続きを行う。 ・玄関のドアは、常に閉めておく。 ・防犯カメラの設置

津波対応

津波注意報（１ｍ未満）
　津波警報(高い)
＜学校管理下＞　　＜校外学習時＞
・津波情報の収集　　・高台への避難

大津波警報
＜学校管理下＞
・各教室で点呼
（子ども・教職員の確認）
→（土砂崩れが予想される場合は、垂直避難）
　＜校外学習時＞
・津波情報の収集　　・高台への避難
・対応について学校との相談・連絡

＜学校管理下外＞
・津波情報の収集　　・学区内の状況把握

登下校中の交通事故発生時

① 連絡を受け次第、現場に急行
② 学校による現場確認
・ 救急車等の要請
・ 応急処置
・ 警察への連絡
・ 怪我人に同行して病院へ
・ 学校←→家庭間の連絡確認
・ 現場確認・記録
（状態、時刻、場所、状況など）
→ 再発防止策の検討を行う

ミサイル発射警報への対応

① 登校直前→自宅待機

② 登下校時→避難場所を確認（近くの頑丈な建物や地下）近くに適当な建物がないときには、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る

③ 学校に子どものいる場合
　→学校待機

＜熱海市立第二小学校＞

電話０５５７－８１－０２８５
fax０５５７－８２－７２８９
＜HP＞https://atami-dai2.edumap.jp/で検索

【注意】リーバー登録情報や下校先の変更等は学級担任または教頭まで

◆要確認（引き渡し）◆

子どもの引き取り者は「引き渡しカード記載者のみ」とします。
記載者以外の方は、保護者と直接確認ができるまで、お待ちいただきます。